

中小企業者等の事業継続力強化支援に関する連携協定書

近畿経済産業局（以下「甲」という。）、大阪府（以下「乙」という。）は、次のとおり大阪府内の中小企業・小規模事業者（以下「府内中小企業者等」という。）の事業継続力強化支援に関する協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画及び大阪府が作成した簡易版事業継続計画様式「これだけは！シート」の両方の策定（以下「BCP策定大阪府スタイル」という。）を軸とした事業継続力強化支援施策について、相互に連携し、総合的、効果的かつ一体的に実施することにより、事業継続力強化計画及び事業継続計画（以下「事業者BCP」という。）の策定率を向上させ、もって大阪府内の中小企業者等の事業継続力の強化を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協力して取り組む。

- （1）BCP策定大阪府スタイル普及推進のためのイベントの共催等
 - ア 府内中小企業者等を対象としたセミナー・イベント等の共催
 - イ 甲又は乙が主催・共催・後援・協力するセミナー・イベント等での広報
 - ウ 甲及び乙の施策等に関する意見交換
- （2）下記の機関へのBCP策定大阪府スタイルの普及協力依頼及び府内中小企業者等の事業者BCP策定に対する支援協力依頼
 - 大阪府内の市町村、商工会、商工会議所、大阪府商工会連合会、大阪府中小企業団体中央会、公益財団法人大阪産業局、大阪府よろず支援拠点、大阪府内の金融機関、その他府内中小企業者等の支援に係る機関
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（秘密保持）

第3条 この協定に基づく取組において、甲及び乙が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、関係する府内中小企業者等の承諾を得られ、甲及び乙の双方が了解した場合はこの限りではない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも申し出がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第5条 甲乙いずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上変更を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年1月24日

甲：経済産業省近畿経済産業局長

（自 署）

乙：大阪府

代表者 大阪府知事

（自 署）